

公益財団法人 日本骨髄バンク 第 54 回 業務執行会議 議事録

日 時： 平成 30 年 9 月 10 日（月） 18：00～20：00
場 所： 廣瀬第 2 ビル 地下会議室
出 席： 小寺 良尚（理事長）、加藤 俊一（副理事長）、佐藤 敏信（副理事長）、
浅野 史郎（理事）、金森 平和（同）、鈴木 利治（同）、高梨 美乃子（同）、
橋本 明子（同）、小野 高史（監事）、佐藤 太亮（同）
欠 席： 高橋 聡（理事）、谷口 修一（同）
陪 席： 福島 邦久（厚生労働省 健康局難病対策課移植医療対策推進室）
傍 聴 者： 2 名
事 務 局： 松菌 正人（事務局長）、五月女 忠雄（総務部長）、大久保 英彦（広報渉外部長）
小瀧 美加（移植調整部長 兼 新規事業部長）、折原 勝己（ドナコディネート部長）、
渡邊 善久（総務部 参事）、小島 勝（広報渉外部 T L）、谷澤 魅帆子（ドナコディネート
部 指導研修 T L）、関 由夏（関東地区事務局地区代表）、上原 淳（総務部）
(順不同、敬称略)

1. 開会

開会にあたり小寺理事長が挨拶し、台風 21 号、北海道地震の犠牲者に黙祷を捧げた。

2. 業務執行会議の成立の可否

業務執行会議運営規則第 6 条により本業務執行会議が成立した。

3. 議長選出

業務執行会議運営規則第 5 条により業務執行会議の議長は理事長が当たることとされており、小寺理事長が議長に選出された。

4. 議事録署名人の選出

議事録を作成するための議事録署名人は業務執行会議運営規則第 8 条により議長及び出席した副理事長がこれに記名、押印しなければならないとされており、小寺理事長、加藤副理事長、佐藤副理事長がこれに当たるとされた。

5. 議事録確認

前回の議事録案を全会一致で了承した。

〔議 事〕

6. 協議事項（敬称略）

(1) 日本骨髄バンクが保有するデータ利用に関する規則の改正について（継続）

小瀧移植調整部長 兼 新規事業部長が資料に基づき説明した。

経緯である。これまで骨髄バンク事業の発展のため、また当法人内の業務管理のため多くの関係者および事務局内で当法人が保有する各種データ、主にコーディネートに関するデータを利用

し、様々な解析や集計が行なわれてきた。特に医学的データの管理と利用等に関しては規則をもってその適正化を図ってきた。頁を2枚めくるとこれまで定めていた規則がある。平成24年に制定し、この中では第2条でデータの範囲を定め、第4条でデータの種類とその利用ということで、業務執行会議等で承認して利用を認めると定めていた。しかし、現行のデータ利用にあたって審査する範囲があいまいであったこと、また審査体制がデータの項目によって倫理委員会と業務執行会議でわかれていたため、今般、見直すこととなった。

改正方針は2つある。データの種類と利用者の明確化と、審査等に関する倫理委員会と業務執行会議の位置づけの明確化である。頁を1枚めくって利用規則の案である。データの利用に関する手続きを定めることを目的とする。データ利用の目的は、骨髄バンク事業の維持、改善、推進を目的としたもの、また、血液難病を含む疾患の予防、改善を目的としたものとする。データの管理については、別に定める個人情報保護対策基準に則る。次に整理したのが、データの種類とその利用と手続き第4条である。今まで同じようにレベルⅠからレベルⅢに分類した。これまでと異なるのは種類のところである。レベルⅠは単純集計データ、個人情報、要配慮情報を含まないものとした。レベルⅡは専門的統計処理されたもの、匿名化された要配慮情報を含むものとした。レベルⅢは氏名、住所、電話番号等の個人情報が記載されているものとした。これらの利用については今までと変えていない。レベルⅠはホームページ等の広報媒体によって定期的に公表されているものであり、誰でも利用できる。手続きについては特段必要がない。レベルⅡは当法人諮問委員会、造血幹細胞移植に関する研究組織に属する研究者、造血細胞移植に関与したことがある研究者および支援機関、行政機関というようにした。レベルⅢの個人情報については原則、利用不可とした。レベルⅡ、レベルⅢの手続きは倫理委員会で審査後、業務執行会議で決定とした。第6条、倫理委員会の審査と業務執行会議への報告を御覧いただきたい。レベルⅡ、レベルⅢについては申請をいただき倫理委員会で審査して、業務執行会議で報告するとした。倫理委員会の審査では(1)から(3)を確認する。利用目的の範囲であること、国が定めた各指針および関連団体が定めた指針等の準拠していること、然るべき倫理的配慮および科学的妥当性ならびに研究者等の利益相反に関する透明性が確保されていることを審査していただく。業務執行会議は倫理委員会の審査結果を尊重し研究の実施等の可否を決定するとした。

以上の説明の後、意見交換が行われ、全会一致で承認された。

(主な意見)

<加藤> 基本的にこれで良いと思う。私自身が今、関わろうとしていることがある。若いドナーをリクルートするうえで年齢別の新規ドナー登録状況も支援機関からデータをいただいて事務局で解析していただこうと思っている。当初は事務局だけで手に負えない部分があるかもしれないので私に関わるかもしれないが、役員が業務執行のためにデータを使用する場合、単純集計ではあるがまだ公表されていないデータ、公表するために扱うデータはレベルⅠとして扱ってよいのかレベルⅡで申請が必要なのか。

<小瀧> レベルⅠには書いていないが、レベルⅡ、Ⅲの手続きのところの※印、ただし、本法人事務局が定例報告ならびに会議資料等の作成のためにデータ利用を必要とする場合、上記手続きは不要とする。とした。

<加藤> したがって、役員は事務局の立場としてデータを利用するので手続不要という理解でよろしいか。

- <小寺> 理事の方々にもぜひデータを活用していただいてバンクとしてのデータを作ることは必要だと思う。例えば今の加藤副理事長の提案は、1度は検討するのか、それとも検討する必要はないという考えか。
- <加藤> そもそも私が手を出さなくても事務局でやっていただける内容だと思うので、この際そういうふうにして、助言を求められたらするという立場であればあまり問題ないかと思う。
- <鈴木> 第1条、「本規則の目的は、」の最後が「を目的とする。」とあり目的が重なってしまっている。目的は目的とするというのは適切ではないので、「本規則は、…を目的とする。」というふうに訂正していただければと思う。
- <小野> 第3条、データの管理のところ、本文にはデータの利用にあたっての管理とある。「データの利用にあたっての管理」というのは主語が不明確な気がする。例えば、第1条のデータ利用にあたっての管理は別に定める個人情報保護対策基準に則るとあるが、データの管理とデータ利用にあたっての管理は異なるものを示すことにならないか。
- <小瀧> 修正する。
- <鈴木> もともとの規則がデータの管理等に関する規則という表題で、第3条もデータの管理となっていた。今度はデータに関する利用規則ということで利用に主眼をおいている。個人情報保護対策基準に則ってというのは、利用するときの管理にあたって個人情報保護に徹底するという筋だが、わかりやすい表現にしておいた方が良いと思う。
- <小寺> 私の方から2つある。1つ目、これは骨髄移植の他にDLIも含むのか。
- <小瀧> はい。バンクの保有するすべての情報である。
- <小寺> もう一つは、レベルⅡで専門的統計処理されたものとあるが、例えば日本造血細胞移植データセンターで移植の成績があり統計処理されている。それをバンクでレベルⅡにするのはおかしいなと思った。
- <小瀧> そのデータの管理はバンクではなくデータセンターになる。
- <小寺> 新たにドナーの情報などで統計処理を必要とするようなものをここで審議するということか。
- <加藤> そしたら統計処理を必要とするものとした方が良いのではないか。統計処理されたものを解析するというよりは、情報をこれから統計処理するのではないか。
- <小寺> 統計処理されたものというのはおかしい。統計処理を必要とするものとした方が良い。第7条にあるように倫理委員会での審査結果の報告を受けて最終的には業務執行会議で決定する。そういうことでよいか。
- <小瀧> はい。倫理委員会の審査はメール審議でも行われるので業務執行会議で報告、承認いただく手続きがメールになる可能性はある。
- <小寺> そうすることで、業務執行会議で最終的に責任を持つということになる。倫理委員会の審査を通らないで業務執行会議に来るものはないと考えてよいか。
- <小瀧> はい。

7. 報告事項（敬称略）

(1) 都道府県骨髄バンク担当者会議の開催について

大久保広報渉外部長が資料に基づき説明した。

都道府県骨髄バンク担当者会議の開催をしたいと企画している。最初に趣旨である。骨髄バンク事業については、日本骨髄バンクが主体となり、日本赤十字社および地方自治体の協力により行われている公的事業である。各都道府県骨髄バンク担当者を対象にこの会議を開催することにより、今後の骨髄バンク事業の一層の推進を図るとともに、骨髄バンク事業が停滞している地域の底上げを図りたい。日時は11月30日金曜日の午後を予定している。場所はこちらの会議室、出席者は各都道府県骨髄バンク担当者に各県1名ずつ来ていただくような形で案内している。既に案内文は出していて先週に届いている。内容については、骨髄バンク事業の課題であるとか、「骨髄バンク推進連絡会議」これは都道府県によって設置されているところと設置されていないところがあり、半分くらいは設置されていない。やはり設置されているところと設置されていないところでは事業の進み方、ドナー登録者等に関きがある。設置していただくために、どういったメンバーで、どういった運営方法で実施するのかという手順を具体的にお伝えしたい。若年層のドナー登録推進ということで、学校などで語りべ講演会、移植を受けられた患者やドナーの体験談を実施しているが、こういったものについてもぜひ学校等で開催してほしい。また若年層に特化したドナー登録会について、東京など非常に進んでいるところはあるが、やり方がわからないであるとか、そういった県に対して紹介していきたい。バンクの地区担当もいるので、各地区担当者と詳しい情報交換をしていきたい。例えば、イベントやドナー登録会の開催、問題点などを情報交換して事業の改善につなげていきたい。予算については223万2千円で交通費と資料の印刷代である。各都道府県一名分の交通費を当法人で負担したいと考えている。

(主な意見)

<橋本> 各担当の方とはどのような方が来られるのか。

<大久保> バンクの広報渉外部のドナー登録担当で、全国を4人で見ている。情報交換ではバンクの持っている他の県の情報なども伝える。

<橋本> 各都道府県の担当者は。

<大久保> 県によって違うが、保険福祉部や保健所の職員が来られることもある。登録会の窓口になられる方を対象に行きたい。

<小寺> 全都道府県を対象にするのか。大きな会議になる。

<大久保> はい。全国47都道府県である。とくに進んでいないところに来ていただきたいので、地区担当が個別に参加の依頼をする。

<小寺> 県の職員が来てくださるのか。

<大久保> はい。

<小寺> 今回が初めてか。

<大久保> このような会議は初めてである。

<浅野> そもそも論だが、骨髄バンク事業は各地方自治体において義務ではなくて、協力である。そうすると、協力であるから一生懸命協力したいというところもあるし、別にやりたくないというところがあってもしょうがない。自治体に任されている。そうすると、違う話であるが、ある意味での自治体をけしかけるといふか方策を、私の感覚からいうと各都道府県というのは、相対的にうちが少なくと公表されると、協力しようということになる。その辺のことも考えないと、意欲のないところをその気にさせる方策を考える必要がある。実際に各県

ごとの登録数を出してやっている。あれをどれだけ気にしているか分からないが、成績の良いところは称揚しダメなところは発破をかけるような形にしないと協力と言うのは担当者が変われば変わるし、ある程度システム的な形での協力要請になるような方策を一緒に考えたらよい。

<加藤> 法律の中に、正確には思い出せないが責務と書いていると思う。協力というよりも一歩進んで責務である。責務とあってそれ以上具体的にはないので、何をやってよいか分からないというところがある。これまで積極的にやってきた都道府県もあれば、やらなくても誰から怒られるわけでもないしというところもある。浅野理事が言われたように日本と言うのは横並びの風土であるから隣の県が一生懸命やっているののうちというふうに見る。これに一番敏感なのは議員である。もちろん現場の人もだが、そのあたりの意識をみんなで盛り上げていくのが目的だと思う。

<橋本> 元気にやる気になってくれるような集まり、若々しい集まりになるのを期待している。

<小寺> 初めての試みであるので、ぜひ成果も含めて報告してほしい。

(2) 調整医師の新規申請・承認の報告

谷澤トナコーディネーター部TLが資料に基づき説明した。

平成30年7月10日から8月30日の期間に新たに申請・承認された調整医師の人数は4名、合計で1113名になった。

(3) 募金報告

大久保広報渉外部長が資料に基づき説明した。

8月は業務執行会議が休みだったため、7月と8月の結果をまとめて報告する。まず7月である。金額で1578万1370円、前年の1218万円より約360万円プラスであった。8月は金額で1025万4595円、前年より約348万円プラスであった。累計で見ると5115万5650円で、昨年度の4363万2585円よりも752万3065円プラスである。とくに8月は50万円以上の寄付が合計で6件あった。中には毎年いただいている中外製薬もあったが、ドナー登録者や患者家族からいただいて昨年度よりプラスになった。

以 上